

INTERNATIONAL TRAINING IN COMMUNICATION

ITC 日本リージョン

# カウンスル No. 3 会則

【常 規 付】

十進法表記



2013 年修正

(注) ITC 日本リージョン カウンスル No. 3 第 32 期 第 3 回会合で修正された箇所は赤字で記す。

この会則は、ITC 会則に基づくすべての必要な条件が含まれており、またロバート議事法新改訂版（最新版）に概説され提議されている内容が含まれている。

ITC 会則及びリージョン会則と矛盾せず、また下記に示す必須条項を含んでいる。

### 必 須 条 項

第 1 条	名 称
第 2 条	目 的
第 3 条	会 員
第 4 条 2.	独立会計
第 5 条	構 成
第 9 条 1.	会 合
第 9 条 3.	投 票
第 13 条 1.	会 則
第 13 条 3.	自動修正

インターナショナル トレーニング イン コミュニケーション  
カウンスルNo.3 会則

## 第 1 条

1. 名称
- 1.1. 名称  
このカウンスルはインターナショナル トレーニング イン コミュニケーション（以下 ITC とする）により承認され、その名称はカウンスルNo.3 とし、日本リージョンに所属する。
- 1.2. ブランドネーム  
この組織は **POWERtalk International** をブランド名としてマーケティングする。
- 1.3. 管理事務局  
当法人組織の管理事務局はインターナショナル トレーニング イン コミュニケーション 管理サービス（以下 ITC 管理サービスとする）と称する。

## 第 2 条

2. 目的  
このカウンスルの目的は：
  - 2.1. クラブとリージョン役員会との仲介となり、ITC の枠組みを支えること。
  - 2.2. 質の高い訓練を促進し、指導力を養成すること。

## 第 3 条

3. 会員
- 3.1. 創設  
このカウンスルは、クラブの選択によりリージョン役員会との話し合いに従って創設される。
- 3.2. 構成  
このカウンスルは、境界線内のすべてのクラブ、及びカウンスル会費を支払った無所属会員により構成される。

## 第 4 条

4. 会計年度と財務
- 4.1. 会計年度  
このカウンスルの会計年度は、8月1日から翌年の7月31日までとする。
- 4.2. このカウンスルは独立会計とする。
- 4.3. 年会費  
このカウンスルの年会費は、常規に定められた額とし、8月1日又はそれ以前に支払われるもので、8月14日以後は滞納となる。
- 4.4. 負担金  
臨時経費の負担金はカウンスル会合で2/3の賛成を得て定められる。
- 4.5. 登録費  
カウンスル会合の登録費は常規の定めるところとする。

- 4.6. 経費  
役員、常任委員会の経費、及びカウンスルススピーチコンテストの優勝者補助金は予算で定められる。

## 第 5 条

5. カウンスルの運営構成  
5.1. 所属クラブはカウンスルの運営構成を決定し、支える。  
5.2. カウンスルは所属クラブの選択により、リージョン役員会の承認を経て、分割、解体、再設定、若しくは1つ又はそれ以上のカウンスルと合併することができる。

## 第 6 条

6. 選出役員  
6.1. 選出役員  
6.1.1. このカウンスルの選出役員は、会長、第一副会長、第二副会長、書記、会計とする。  
6.1.2. 役員は、クラブを除く他のレベルにおいて選出役員を兼任することはできない。  
6.2. 任期  
6.2.1. 役員の任期は会計年度の 1 年間とする。後任者が期日までに役職に就くことが出来ない場合は、後任者が就任するまでとする。  
辞任、死去、又は所属クラブによる役職解任の動議が通告され、2/3 の表決で採択され解任された場合は、任期は終了するものとする。  
6.2.2. 役員は連続した 2 期目の役職にも指名及び選出されることができ、いずれの選出役員も同一役職に連続して 2 期を超えて就任することはできない。  
6.2.3. 有資格クラブから選出された役員は、万一その所属クラブが有資格でなくなっても、そのまま任期を完了することができる。  
6.3. 欠員  
カウンスル会長が欠員になった場合は第一副会長がその任務につく。他の役員の欠員はカウンスル役員会の 2/3 の表決によって補充され、所属クラブの追認を必要とする。  
6.4. 選出役員の任務  
6.4.1. 会長は：  
6.4.1.a. カウンスル内のクラブを援助する。  
6.4.1.b. 議事会議と教育プログラムを行うのに必要な時間を考慮して、カウンスル会合を準備する。  
6.4.1.c. すべてのカウンスル会合及び役員会の議長を務める。  
6.4.1.d. カウンスル役員会の承認を得て、すべての常任委員会、議会法規役員と編集者を任命する。  
6.4.1.e. カウンスル役員会の承認を得て、必要に応じて特別委員会を任命する。  
6.4.1.f. 指名委員会以外の、すべての委員会の職権上の委員を務める。  
6.4.1.g. カウンスルが負担すべき経費支払いのため発行するすべての請求書に会計と連署する。  
6.4.1.h. カウンスルのニュースレターの発行を監督する。

- 6.4.1.i. カウンسل活動の全般的な監督をする。
- 6.4.1.j. 必要に応じてその他の任務を行う。
- 6.4.2. 第一副会長は：
  - 6.4.2.a. 会長が欠席、又は要請がある場合には議長を務める。
  - 6.4.2.b. プログラム - 教育委員会の委員長を務める。
  - 6.4.2.c. クラブ役員及び委員会のための年次運営研修会を準備する。
  - 6.4.2.d. 必要に応じてその他の任務を行う。
- 6.4.3. 第二副会長は：
  - 6.4.3.a. PREM 委員会の委員長を務める。
  - 6.4.3.b. 会員の維持と支援についてクラブを援助する。
  - 6.4.3.c. 必要に応じてその他の任務を行う。
- 6.4.4. 書記は：
  - 6.4.4.a. カウンسل会合と役員会の議事録を作成し保管する。
  - 6.4.4.b. 議事録の草稿の写しを会長と議会法規役員に 10 日以内に提出する。
  - 6.4.4.c. 承認のため、議事録の写しをカウンシルへの派遣員に 14 日以内に送付する。
  - 6.4.4.d. 会長又はカウンシル役員会の指示に従い通信事務を行う。
  - 6.4.4.e. クラブ役員の名簿を保持する。
  - 6.4.4.f. カウンシルの公式記録となる役員会報告書を最終会合のために作成する。
  - 6.4.4.g. 必要に応じてその他の任務を行う。
- 6.4.5. 会計は：
  - 6.4.5.a. 会費その他の費用を徴収し、カウンシル名義の口座を設け、すべての資金を管理する。
  - 6.4.5.b. すべての収入及び支出を記録する。
  - 6.4.5.c. カウンシルへの派遣員により承認されたカウンシル経費について、請求書に会長の連署を得て支払いを行う。
  - 6.4.5.d. 会費未納のクラブに滞納通知を出し、必要ならばその後も通達する。
  - 6.4.5.e. カウンシル会合ごとに会計報告書を準備する。
  - 6.4.5.f. 会計年度末、及び所属クラブ、若しくはカウンシル役員会の要請がある場合は、会計監査のため帳簿と財務報告書を提出する。
  - 6.4.5.g. 予算・財務委員会の職権上の委員を務める。必要と認めた場合は補正を行うよう、予算・財務委員会に要請する。
  - 6.4.5.h. 必要に応じてその他の任務を行う。
- 6.4.6. 一般的任務
  - 6.4.6.a. 各役員は年間報告書を作成する。
  - 6.4.6.b. 各役員の永久保存用記録は、次期会長の指示の下に 8 月 1 日までに後任者に引き渡す。

## 第 7 条

- 7. 指名と選挙
  - 7.1. 指名
    - 指名委員会は：
      - 7.1.1. 異なる有資格クラブに所属する 3 名の正会員により構成され、第 1 回カウンシル会合に

において選出される。

- 7.1.2. 所属クラブに、カウンスル役員候補者の推薦を要請する。委員会は資格のある会員を役職の候補者として積極的に探し交渉することができる。
- 7.1.3. 候補者の役職に対する資格と必要条件を確かめる。
- 7.1.4. あらかじめ各候補者から、選出された場合には受理する旨の承諾書を得ておく。
- 7.1.5. 候補者名と資格を記載した候補者名簿を、選挙の 40 日前までに所属クラブに提出する。
- 7.2. 会場からの指名  
会場からの指名はカウンスルへの派遣員によって行うことができる。ただし候補者が出席している場合、又は候補者から就任承諾書を得ている場合に限る。
- 7.3. 必要条件
  - 7.3.1. すべての役員は：
    - 7.3.1.a. 選出されたとき、このカウンスル内の有資格クラブの正会員であること、又は次期会計年度にこのカウンスルに所属する予定のクラブの正会員であること、又は必要な会費と費用を支払った無所属会員であること。
    - 7.3.1.b. クラブの選出役員を経験した者であること。
    - 7.3.1.c. 所属するクラブにより推薦を受けていること、又は無所属会員の場合は、このカウンスルに所属するクラブにより推薦を受けていること。
  - 7.3.2. 会長候補者は、カウンスルの選出役員を経験した者であること。
- 7.4. 役員選挙
  - 7.4.1. 役員選挙は第 2 回カウンスル会合において行う。
  - 7.4.2. 選挙は無記名投票により行われる。候補者が 1 つの役職に対して 1 名しかいない場合は、議長はその候補者が選出されたことを宣言することができる。
  - 7.4.3. 役員はすべて投票数の過半数を得て当選とする。得票数が過半数に満たない場合は、得票数の最も少ない候補者を除き、投票は過半数を獲得する候補者がでるまで続けられる。

## 第 8 条

- 8. 任命役員
  - 8.1. このカウンスルの任命役員は、議会法規役員及び編集者とする。
  - 8.2. 任命役員の任務
    - 8.2.1. 議会法規役員は：
      - 8.2.1.a. 要請に応じて会長及び会員に議事運営手順について助言する。
      - 8.2.1.b. 会合のブリーフィングを行う。
      - 8.2.1.c. カウンスル役員会からの要請があればカウンスル役員会に出席する。
      - 8.2.1.d. カウンスルの議事会議に出席する。
      - 8.2.1.e. 必要に応じてその他の任務を行う。
    - 8.2.2. 編集者は：  
会長の監督の下にカウンスルのニュースレターを編集する。
    - 8.2.3. 一般的任務
      - 8.2.3.a. 各役員は年間報告書を作成する。
      - 8.2.3.b. 各役員の永久保存用記録は、次期会長の指示の下に 8 月 1 日迄に後任者に引き渡す。

## 第 9 条

- 9. 会合と投票
  - 9.1. 会合
    - 9.1.1. カウンシル会合の回数は常規に定めるところとする。
    - 9.1.2. カウンシル会長、役員会、及び所属クラブの過半数の要請がある場合は、特別会合を招集することができる。
  - 9.2. 会合の目的  
カウンシル会合の目的は：
    - 9.2.1. カウンシルの議事を行う。
    - 9.2.2. カウンシル役員及び常任委員会からの報告を受ける。
    - 9.2.3. 口頭及び文書によるコミュニケーション、指導力の養成、組織運営の技術についての教育を行う。
    - 9.2.4. 役員と指名委員を選出する。
    - 9.2.5. カウンシルのスピーチコンテストを開催する。
    - 9.2.6. クラブ役員と委員会のための運営研修会を行う。
  - 9.3. 投票
    - 9.3.1. 有資格の各所属クラブは、一票の投票権を持つカウンシルへの派遣員 1 名、又は派遣員が欠席の場合には権限を与えられた代理人を、カウンシル会合に送ることができる。
    - 9.3.2. いずれの有資格の所属クラブも、自クラブの会員をカウンシル会合に代表として送ることができない場合は、そのクラブの正式派遣員として行動する権限をこのカウンシル内の会員に与えることができる。
    - 9.3.3. カウンシルへの派遣員に限り、カウンシル会合において、動議の提出、会場からの指名、若しくは投票の権利を有する。ただし発言権は全クラブ会員に与えられる。
    - 9.3.4. いかなる会員も 2 つ以上のクラブの派遣員又は代理人を務めることはできない。
    - 9.3.5. カウンシル役員は、所属クラブの派遣員となる場合以外はカウンシル会合において投票権はない。
    - 9.3.6. 無所属会員は所属クラブの派遣員として行動する場合のみ、投票権を有する。
  - 9.4. 定足数  
このカウンシルの定足数は所属する有資格クラブの過半数によって成立する。議事を郵便で行う場合、定足数は所属する有資格クラブの 2/3 によって成立する。

## 第 10 条

- 10. 役員会
  - 10.1. 構成  
役員会は選出役員によって構成される。
  - 10.2. 会合  
役員会は会長の招集により開催される。万一会長が招集しない場合でも、2 名以上の役員のと要請により役員会を招集することができる。
  - 10.3. 権限  
カウンシル会合から次の会合までの間に処理の必要な事務事項が生じた場合は、出席役員会、

又は通信連絡役員会により処理することができる。ただしカウンスルへの派遣員の追認を必要とする。

- 10.4. 定足数  
役員会は、出席役員会も通信連絡役員会も、過半数をもって定足数とする。

## 第 11 条

### 11. 委員会とその任務

#### 11.1. 常任委員会

このカウンスルの常任委員会は：

- |          |                          |
|----------|--------------------------|
| 1. 資格認証  | 5. PREM (広報、新会員獲得、増設、会員) |
| 2. 会計監査  | 6. プログラム - 教育            |
| 3. 予算・財務 | 7. スピーチコンテスト             |
| 4. 会則・決議 | 8. 会合コーディネーティング          |

#### 11.2. 常任委員会の任務

##### 11.2.1. 資格認証委員会は：

ITC 資格認証課程マニュアルに示された方針に従って、資格認証プログラムを管理する。

##### 11.2.2. 会計監査委員会は：

11.2.2.a. 会計年度末、及び所属クラブ、若しくはカウンスル役員会の要請がある場合は、帳簿と財務報告書の監査を行う。

11.2.2.b. 監査終了後、カウンスル役員会に報告書と監査済み財務報告書を提出する。

##### 11.2.3. 予算・財務委員会は：

11.2.3.a. 予算案を作成し、役員会の承認を得たのち所属クラブに提出し、会計年度の第 1 回カウンスル会合で承認を得る。

11.2.3.b. 年度半ばで予算を見直し、必要があれば修正案を提出する。

##### 11.2.4. 会則・決議委員会は：

11.2.4.a. ITC 大会及びリージョン大会で採択された結果生ずる必須の変更をカウンスル会則に加える。

11.2.4.b. 有資格所属クラブ、カウンスル常任委員会、及びカウンスル役員会に決議案とカウンスル会則及び常規に対する修正案を、遅くとも投票日の 70 日前までに提出するよう要請し受理する。

11.2.4.c. 同様の決議案、修正案を調整する。

11.2.4.d. 調整されたすべての決議案と修正案を、カウンスル役員会及び所属クラブに、投票日の 40 日前までに提出する。

11.2.4.e. 提議されたすべての決議案と修正案を、予告したのちカウンスル会合に提出する。

11.2.4.f. カウンスル書記及び議会法規役員と共に採択された変更を確認し、会則及び常規を修正されたとおりに編集する。

##### 11.2.5. PREM 委員会は：

ITC の PREM 方針及び手順マニュアルに基づいて、カウンスル内の広報、新会員獲得、増設及び会員の部門ごとに担当者を置き、PREM 委員長の監督、調整のもとに、各部は連携して、それぞれの開発、促進活動を行う。



- 11.2.6. プログラム - 教育委員会は：
- 11.2.6.a. カウンシル会合において教育的なプログラムを計画する。
- 11.2.6.b. クラブ役員及び委員会委員長に対し研修会を計画する。(クラブ運営研修会)
- 11.2.7. スピーチコンテスト委員会は：
- 最新の ITC スピーチコンテスト規則に基づいてカOUNシルスピーチコンテストを行う。
- 11.2.8. 会合コーディネーティング委員会は：
- カOUNシル会合の準備をする。
- 11.2.9. 一般的任務
- 11.2.9.a. 各委員長は年間報告書を作成する。
- 11.2.9.b. 各委員会の永久保存用記録は、次期会長の指示の下に 8 月 1 日までに後任者に引き渡す。
- 11.3. その他の委員会
- カOUNシル役員会は、必要に応じてその他の特別委員会を設け、カOUNシルの必要に合わせてその任務を規定する。

## 第 12 条

12. 議事運営法の典拠
- 本会則に明記されていない手順及び議事法上のすべての疑問については、ロバート議事法新改訂版（最新版）が適用される。

## 第 13 条

13. 修正
- 13.1. このカOUNシルはリージョン会則及び ITC 会則と常規に矛盾しない会則と常規を採択し、それによって運営される。
- 13.2. 本会則は、会合において 2/3 の賛成投票、又は郵便によるすべての所属有資格クラブの 2/3 の賛成投票があれば修正することができる。すべての修正案は、投票日の少なくとも 40 日前までに所属するクラブに文書で提出されなければならない。
- 13.3. ITC 会則が修正され、それに対応して本会則の修正が必要な場合、若しくは ITC 会則と矛盾が生じた場合は、本会則は ITC 大会の投票により採択された修正に従って自動的に修正される。

採択	1988 年 7 月 6 日	修正	1996 年 7 月 日	修正	2007 年 6 月 28 日 (十進法表記に変換)
修正	1988 年 10 月 28 日	//	1999 年 3 月 11 日	//	2009 年 6 月 29 日
//	1990 年 1 月 30 日	//	2000 年 1 月 21 日	//	2011 年 6 月 25 日
//	1993 年 3 月 31 日	//	2001 年 4 月 18 日	//	2011 年 11 月 29 日
//	1993 年 6 月 28 日	//	2003 年 6 月 3 日		
//	1994 年 6 月 27 日	採択	2004 年 4 月 23 日		

### カウンスル№.3 常規

1. 会合
  - 1.1. カウンスル会合は原則として、年間3回とし、変更する場合は所属クラブの承認を得て決定する。
  - 1.2. 会合の登録費は会合ごとに定める。
2. 年会費
  - 2.1. カウンスル年会費は会員1名につき、**4,500円**とし、8月1日又はそれ以前にクラブにより支払われるものとする。この組織に入会する時、会員はクラブに入会の申請をした月から、月割り（年会費の1/10の金額）で計算した会費を支払う。ただし6月1日から7月31日までの入会者の年会費は免除される。年会費にはカウンスルニュースレター代も含まれ、ニュースレターは重複会員については1名分のみ配布される。
  - 2.2. このカウンスル内で2つ以上のクラブに所属する重複会員は1名分のカウンスル年会費を最初に入会したクラブを通じて納める。
  - 2.3. 一旦納入された会費は、返金も移動も権利の譲渡もできない。
3. カウンスル役員は、会則によって定められた任務を遂行する場合に限り援助される。
4. リージョン大会のスピーチコンテスト出場者に、交通費（タクシー代を除く）の半額を援助する。
5. 予算案採択前に多額の先払い立て替え金が発生する場合、予算案の範囲内であれば、役員会において承認後、担当者に仮払いし、会合で追認を得る。
6. この常規の修正は、投票日の少なくとも40日前までに事前通告がなされた場合は過半数の賛成、また事前通告のない場合は2/3の賛成投票で修正することができる。

採択 1988年 7月 6日

修正 1990年 1月 30日

〃 1993年 3月 31日

〃 1994年 6月 27日

〃 1997年 6月 30日

〃 2003年 6月 3日

採択 2004年 4月 23日

修正 2007年 3月 30日

〃 2007年 6月 28日（十進法表記に変換）

〃 2011年 10月 31日

〃 **2013年 6月 27日**